

2020年10月23日

九都県市首脳会議

川崎市長	福田 紀彦 様
埼玉県知事	大野 元裕 様
千葉県知事	森田 健作 様
東京都知事	小池百合子 様
神奈川県知事	黒岩 祐治 様
横浜市長	林 文子 様
千葉市長	熊谷 俊人 様
さいたま市長	清水 勇人 様
相模原市長	本村賢太郎 様

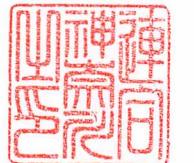
## 九都県市首脳会議に対する要請書

日本労働組合総連合会

東京都連合会 会長 杉浦 賢次



神奈川県連合会 会長 吉坂 義正



千葉県連合会 会長 小谷 裕



埼玉県連合会 会長 近藤 嘉



日頃より日本労働組合総連合会（連合）ならびに私ども首都圏地方連合会の諸活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

私ども連合が目指している、「働くことを軸とする安心社会」を実現するためにも、低賃金や不安定雇用、長時間労働などの問題を解消するとともに、最低賃金の引き上げや雇用のマッチング機能強化、若年者・女性・高齢者・障がい者などが働きやすい労働環境の整備、雇用対策の強化などを通じて、ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を実現させていかなければならないと考えます。

そして新型コロナウイルスの世界規模での流行は、広範囲にわたって社会・経済活動の停滞を招き、働く者の生活基盤を脅かしています。感染拡大の収束を第一義として対策を進めるべきでありますが、政府・自治体の自粛要請による影響は多方面に及んでおり、生活困窮・失業・事業継続危機への迅速かつ継続的な対応が求められています。

また、感染症対策のみならず、発災から9年が経過した東日本大震災、昨年の台風被害など、近年多発する自然災害への対応についても、長期的かつきめ細やかな支援が必要とされています。

首都圏は、我が国の政治・経済・社会の発展に大きな役割を果たしてきました。直面する様々な課題の解決に向けた役割は大きく、九都県市首脳会議に寄せられる期待はとりわけ大きなものがあります。

貴会議が、雇用の質の向上に取り組み、将来不安などを払拭し、安全で安心して暮らすことができる社会構築に向けて最大限のリーダーシップを発揮されることを望みます。

第78回九都県市首脳会議の開催にあたり、私たち首都圏にある地方連合会は喫緊の課題に絞り、下記のとおり要請を行いますので、共同して取り組まれ、また、必要なことは国に求めるなど、課題解決に向けて、行動されますことをお願い申し上げます。

## 記

### ＜雇用・労働対策＞

- すべての労働者の立場に立った、働き方改革関連法の趣旨を労働者ならびに企業に対し周知徹底するとともに、正規雇用を希望する非正規労働者の正規化推進、同一労働同一賃金の適用に向けた企業等への啓発、能力開発を通じた就職氷河期世代への雇用・定着支援に努めること。改正労働契約法や改正労働者派遣法の内容を周知すること。新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置や営業自粛要請による不当解雇や雇い止め、失業が生じないよう、相

談対応の強化を図るとともに、国に対策を求めるここと。

2. 労働者の健康およびワーク・ライフ・バランス社会の早期実現に向けた取り組み、「新しい生活様式」を意識した時差通勤や、テレワーク勤務と事業所勤務のバランスがとれた働き方を推進すること。また、教職員の長時間労働改善に取り組むため、教職員の勤務時間管理の徹底と事務・学校運営業務の削減に取り組むこと。さらに、国に教員定数を拡充するよう求めること。
3. 女性が社会の重要な一員として働き続けられるための環境整備（子育て・介護など家庭生活との両立支援。ダブルケア対策。ハラスマント対策。男女間賃金格差の解消）を進めるとともに、その促進のために取り組む企業にインセンティブを講じること。
4. 超高齢社会への進行により首都圏における介護現場の人手不足は深刻で、新型コロナウイルス感染拡大により、介護施設などにおいて、サービスの維持が困難となる場合がある。メリハリを付けた介護報酬とすることや仕組みの再構築、労働環境の整備を行うよう国に働きかけること。来年度の介護報酬改定を見据えて、感染防止対策を行いながら介護を実施する事業所・施設への報酬加算、利用者負担を抑える方策の検討を国に求めること。また、現場の介護職員の賃金改善に正しく反映されているかもチェックすること。
5. 障がい者の就業などを通じた社会参加を進めること。ハローワークや都県、市区町村、教育・福祉施設など関係機関による地域のネットワークを活用した、障がいの特性や程度に応じたきめ細かで合理的配慮に基づいた就労支援を推進すること。企業に対するサポートなどを重視した就労支援策を行うこと。
6. 公共サービスの質の向上や地域経済の健全な発展、ならびに事業に従事する労働者の適正な労働条件の確保に資する入札とするため、「公契約条例」の制定に向けて取り組みを進めること。
7. メンタルヘルス対策を推進するために、労働相談情報センター・労働相談センター、労働センター、地域産業保健センター、保健所、精神保健福祉センターなどにおいて相談を受け付け、地域と職場が連携して解決に取り組むこと。
8. 公共サービス提供の維持と質的向上に必要な職員の採用と待遇確保を図るとともに、会計年度任用職員と常勤職員との間において、待遇の均等・均衡が図

られるよう取り組むこと。

9. 国籍を問わず日本で働くすべての労働者は、労働者としての権利が保護されなければならない。外国人労働者の労働者としての権利保護を図ること。また、外国人労働者は、地域社会で暮らす生活者であることから、外国人労働者と地域住民とが相互理解のもと、安心して住み続けられるまちづくりに努めること。

#### ＜生活・福祉対策＞

1. 感染症の発生・まん延防止を図る上での地域医療構想の再検討を図ること。  
特に、感染症指定医療機関・保健所や民間医療機関との連携や人員配置の見直しを含めた機能強化を図ること。  
また、平常時から国民生活への影響を最小限にとどめるため、予防方法や感染防止策などの情報発信や、外国人への多言語対応を含め、高齢者・障がい者など特に配慮を必要とする者に対する情報アクセシビリティを確保し、正しい状況判断が行われるための正確な情報の伝達に取り組むこと。
2. 保育所の整備や多様な保育サービスの充実により、待機児童ゼロを早期に達成するとともに、全ての保育サービスを希望する子どもが保育所に入所できるようにすること。保育士などの確保、定着ならびに待遇の改善を図ること。
3. 子どもが地域で健やかに育つための「最善の利益」、権利を確保するため、児童相談所の児童福祉司や児童心理司の増員と育成、弁護士との連携などの体制強化や、虐待対応ルールの徹底などの対応強化に取り組むこと。
4. 子どもの貧困の解消に向けて、教育や生活、保護者の安定した就労、経済的支援など必要な支援策に取り組むこと。中高校生や若者を抱える世帯の貧困対策を充実すること。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ひとり親家庭の生活を直撃しているため、就労環境の変化に対応した職業訓練の実施や国に対策を求めるなど、ひとり親家庭支援を拡充すること。
5. 生活困窮者自立支援法に基づき、地域における課題の把握を行い、家庭に積極的にアプローチし、実態に即した自立や就労支援に取り組むこと。また、住まいは生活の基盤であることから、住宅確保給付金のさらなる柔軟な適用と期間の延長および支給額上限の引き上げや公営住宅の入居あっせんなど、住宅保障を強化すること。

6. 障害者差別解消法に基づき、誰もが障がいのあるなしに関わらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、より実効性を高める取り組みを進めること。いかなる者に対する障がいに基づく差別も、人間固有の尊厳及び価値を侵害するものであるとする障害者権利条約の基本的考え方を、県民や市民に対して強力に発信すること。

## ＜防災対策＞

1. 集中豪雨や大型台風など大規模自然災害発生時に、住民が各地域の浸水・洪水・高潮浸水ハザードマップを活用して浸水時の避難所などを習得することや、マイ・タイムラインシートを活用して避難に備えた行動を決めておくことなど、被災時に適切な行動に取り組めるようすること。また避難所において、新型コロナウイルスなど感染症への感染リスクを下げるために適正なスペースをとり、置換換気など十分な換気を行い、乳幼児や女性、高齢者に配慮し、安全で快適な避難所運営を検討すること。さらに公共交通機関の防災および機能復旧に向けた対策を強化すること。
2. 東京湾北部地震や多摩直下地震、千葉県北西部直下地震、都心南部直下地震、相模トラフ沿いの海溝型地震などの首都圏における大規模な地震災害を想定し、広域防災プランにも基づいて、減災・防災に取り組むとともに、発災時における消火・救助・救急活動を行うこと。災害応援・派遣活動に必要な人員や物資、資材、機械、器具、救助物資などの受け入れなどについて、国や地方自治体、災害機関、民間団体とのネットワーク体制構築に取り組むこと。
3. 九都県市の相互連携による防災力の強化や減災に取り組むため、災害応援・派遣を行う、行政や住民、事業所、医療機関、防災関係機関など、合同による九都県市合同防災訓練を実施すること。
4. 大規模災害発生時にボランティア活動が迅速・円滑に進められるよう、NPOや労働組合をはじめとする様々な団体との災害ボランティアネットワークの運用強化に日頃から取り組むこと。
5. 帰宅困難者・外国人旅行者対策として、一時滞在施設を確保し、地域・事業所における備蓄の拡充を推進して、「むやみに移動せず、安全な場所に留まる」ための一斉帰宅・移動の抑制を周知させるとともに、多言語による情報提供、サポートを進めること。

6. 各企業が、緊急事態に必要とされる事業継続計画（B C P）について、中核となる事業の継続手法や手段を取り決めた計画とあわせて、雇用される労働者が通勤時等に受ける被害防止に対応した規定など、計画の改定を後押しとともに、まだ計画を策定していない中小企業に対しては策定支援を行うこと。

#### ＜防犯・消費者被害対策＞

1. 犯罪から子どもや青少年、高齢者を守るため、殺傷事件や悪質業者による被害、特殊詐欺被害などを未然に防止する事例（子どもたちが身を守る方法を確認する訓練、成人年齢引き下げに対応した各種ローン契約やデート商法契約のリスクを自覚できる消費者教育、特殊詐欺への警告メッセージと録音機能を持つ自動通話録音機の設置促進など）情報を共有し、助成も含めて区市町村に支援を行うこと。
2. 悪質商法など消費者トラブルを受け付ける地方消費者行政の窓口、消費生活相談センターの機能を充実させるため、自治体の相談業務に関わる費用の一部負担を検討するよう国に求めること。

#### ＜環境・エネルギー対策＞

1. これまで以上に気候変動及びその影響を軽減させるための対策が必要であることから、二酸化炭素などの排出量削減に取り組み、S D G s（持続可能な開発目標）にも沿った持続可能な社会を目指すため、再生可能エネルギー利用の積極推進や電力需要の平準化及び省エネ対策の推進、緑地や森林の保全・整備、代替フロン類の回収・破壊などの包括的対策に取り組むこと。
2. 海洋プラスチックごみ問題の解決を目指し、劣化し細かく碎けたマイクロプラスチックを生みださないよう、国や区市町村、産業界などと連携して使い捨てプラスチック製品を削減することに取り組み、環境教育を展開すること。
3. 水道事業の基盤強化を目的とする改正水道法が施行され、各県市において、水道の基盤強化に必要があると認める場合には対策の検討が行われる。各都県市においては、清浄にして豊富低廉な水道を利用する住民への水道に関する理解促進を行うとともに、住民自治に根ざした、持続可能な水道のための施策決定プロセスへの住民参加と合意形成につなげるよう取り組むこと。

**<東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（東京2020大会）対策>**

1. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の前後を含めた期間において、道路や鉄道などの交通対策や物流対策、会場周辺で働く労働者に対する対策など、対応が必要とされる項目については、早期に組織委員会や国、関係機関、企業等が協力し、市民生活と社会経済活動、競技大会の両立に取り組むこと。
2. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の期間中における、感染症の拡大防止はもとより、暑さ対策を中心とした観戦環境の改善と、台風を含む自然災害の発生による被害を想定した訓練の実施など、組織委員会が中心となり、観客や選手、大会スタッフ・各種ボランティアの健康・安全対策に取り組むこと。

以上